

福島労働局からのお知らせ

I イベント・行事

1 労働基準部

1. 令和6年度福島県地域両立支援推進チーム連絡会議を開催

担当：健康安全課 三瓶 電話：024-536-4603

資料No.1

福島労働局は、病気を抱える労働者が活躍できる環境を整備するため、平成29年3月に取りまとめられた「働き方改革実行計画」に基づき、平成29年10月に労使関係者、医療機関、福島県、福島労働局等をメンバーとする「福島県地域両立支援推進チーム」を設置し、その取り組みを行っているところです。

今般、令和6年度の連絡会議を次のとおり開催いたします。

日時：令和6年9月20日（金） 14時00分～15時30分

場所：福島第二地方合同庁舎 1階共用会議室

議題：①治療と仕事の両立支援制度を取り巻く状況について

②治療と仕事の両立支援に係るアンケートの実施について

③治療と仕事の両立支援に係る各機関の取組状況について

●推進チームの設置目的

治療と仕事の両立支援を効果的に進めるため、福島県内の関係機関とネットワークを構築し、既に行われている両立支援に係る取組を効果的に連携させ、両立支援の取組の推進を図ることを目的とする。

〈昨年度の会議の様子〉



1 労働基準部

2. 全国労働衛生週間

担当：健康安全課 三瓶 電話：024-536-4603

資料No.2

10月1日から10月7日までの1週間は「全国労働衛生週間」(※)です。
また、9月はその準備期間です。

- 今年度のスローガンは
「**推してます みんな笑顔の 健康職場**」
です。
- 福島労働局長は県内の労働災害防止団体等に対し、全国労働衛生週間及び準備期間に、「令和6年度全国労働衛生週間実施要綱」に基づく実施事項について実施するよう要請を行いました(8月20日)。

(※)今年度で75回目となる全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的としています。



2 職業安定部

1. 「ユースエール認定企業5年継続式典」を開催します。

担当：職業安定課 関 電話：024-529-5396

●「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定制度（ユースエール認定制度）」については、平成27年10月1日より施行されており、認定を受けた企業が認定を継続するためには、「直近3事業年度における新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下」、「前事業年度における正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下」、「前事業年度における正社員の有給休暇の年平均取得日数が10日以上または年平均取得率が70%以上」などの厳しい基準適合の確認を受ける必要があります。

●福島労働局では独自の取組として、基準適合に基づき、継続して若者の採用・育成や雇用管理の改善に取り組まれている企業に対し、「ユースエール認定企業5年継続式典」を開催することとします。

- 交付式日時 令和6年9月12日（木）14：00予定
- 会場 福島第二地方合同庁舎 福島労働局3階会議室
- 認定企業
 - 株式会社 ミウラ（自動車・同付属品製造業）
所在地 須賀川市今泉字上鶴20-1
従業員(常用労働者)数52名
【認定年月日 平成29年11月10日】
 - 株式会社 丸庄工務所（総合建設業）
所在地 大沼郡会津美里町字水戸乙2375
従業員(常用労働者)数22名
【認定年月日 平成30年6月6日】
 - 社会福祉法人 柳愛会（老人福祉・介護業）
所在地 いわき市平上平窪字原田13-1
従業員(常用労働者)数80名
【認定年月日 平成31年2月4日】

3 雇用環境・均等室

1. 「えるぼし認定」認定通知書交付式を開催します。

担当：雇用環境・均等室 後藤 電話：024-536-4609

福島労働局は、下記企業から申請を受けた「女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主認定」について審査した結果、4つの認定基準を満たしていることから、「第2段階」に認定しました。認定通知書交付式を下記日程により開催します。

○えるぼし認定企業

企業名	所在地	認定年月日
東北ネ子製造 株式会社	いわき市	令和6年7月18日

○認定通知書交付式

日時 令和6年9月10日（火）午後2時

会場 福島第二地方合同庁舎 1階会議室（福島市花園町5-46）

3 雇用環境・均等室

2. 「くるみん認定」認定通知書交付式を開催

担当：雇用環境・均等室 幕田 電話：024-536-4609

福島労働局は、次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員の子育て支援に積極的に取り組んでいる企業（子育てサポート企業）を認定する「くるみん認定」に、下記の企業を認定し、認定通知書交付式を開催いたします。

○プラチナくるみん認定企業【令和6年7月24日認定】

・株式会社 デンソー福島（田村市）



○認定通知書交付式

日時 令和6年9月18日（水） 午後2時00分から

会場 福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎 1階会議室

3 雇用環境・均等室

3. 福島県における年次有給休暇の取得促進について

担当：雇用環境・均等室 安保 電話：024-536-2777

資料No.3

年次有給休暇を活用して福島県の魅力に触れよう！

●福島労局働では、年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得促進に向けた地域における気運の醸成を図るため、福島県の特徴を活かしたポスター・リーフレットを作成し、年休を取得しやすい時季を捉えた広報を行っています。



1 労働基準部

1. 福島県最低賃金を955円（時間額）に改正決定しました。

担当：賃金室 二見 電話：024-536-4604

資料No.4

- 福島労働局長は、8月9日に福島地方最低賃金審議会より改正答申のあった福島県最低賃金について、8月27日に答申どおり55円引き上げて
955円（時間額）
に改正することを決定しました。
- 改正された最低賃金額は、官報公示を経て発効します。
発効予定日は、令和6年10月5日です。
- 最低賃金・賃金の引き上げについては、生産性向上につながる設備投資等を行った場合、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する「業務改善助成金」制度、併せて「キャリアアップ助成金」をはじめとした賃金引上げに向けた支援施策、中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談に応じる「働き方改革推進支援センター」などがありますのでご利用ください。
- また、労務費の転嫁に係る価格交渉については、発注者及び受注者がそれぞれ取るべき行動及び求められる行動に関し、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が定められています（内閣官房及び公正取引委員会策定）。
ご不明な点がございましたら、最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

2 雇用環境・均等室

1. 両立支援等助成金のご活用について

担当：雇用環境・均等室 松尾 電話：024-536-2777

資料No.5

◎ 両立支援等助成金とは

⇒働き続けながら子育てや介護等を行う労働者の雇用の継続を図るための就業環境整備に取り組む事業主のみなさまを支援する制度（助成金）です。仕事と育児・介護等の両立支援に関する事業主の取組を促進し、労働者の雇用の安定を図ります。

◎ 対象コース（※すべて中小企業事業主対象）

- ・ 出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）
- ・ 介護離職防止支援コース
- ・ 育児休業等支援コース
- ・ **育休中業務代替支援コース【令和6年1月新設！】**
- ・ **柔軟な働き方選択制度等支援コース【令和6年4月新設！】**
- ・ 不妊治療両立支援コース

（参考）男性の育児休業取得割合

福島県：36.0%（前年統計から15.6ポイント増）

国：30.1%（前年統計から13.0ポイント増）

（出典）

福島県（『2023（令和5）年度 労働条件等実態調査』より）

国（『令和5年度 雇用均等基本調査』より）

当局は、今後も働き続けながら子育て等を行う労働者の雇用の継続を支援する当助成金の活用を促進・周知していきます。

1 労働基準部

1. 県内労働災害発生状況

担当：健康安全課 加藤 電話：024-536-4603

令和6年（7月）の災害発生状況を取りまとめました。

業種別	年別	令和6年		令和5年		対前年 (死傷者)	
		死傷者	うち 死亡者	死傷者	うち 死亡者	増減数	増減率 (%)
全業種合計		1271	5	1436	10	-165	-11.5
製造業		209	0	244	2	-35	-14.3
鉱業		4	0	2	0	2	100
建設業		160	4	172	4	-12	-7
運輸交通業		136	1	130	2	6	4.6
貨物取扱業		9	0	5	0	4	80
農林業		22	0	31	1	-9	-29
畜産・水産業		13	0	13	0	0	0
上記以外の事業小計		718	0	839	1	-121	-14.4
商業		162	0	178	1	-16	-9
金融広告業		5	0	4	0	1	25
保健衛生業		355	0	452	0	-97	-21.5
接客娯楽業		70	0	63	0	7	11.1
清掃・と畜業		74	0	63	0	11	17.5
上記以外の事業		52	0	79	0	-27	-34.2

(注) 労働者死傷病報告（休業4日以上）による。

1 労働基準部

1. 県内労働災害発生状況

担当：健康安全課 加藤 電話：024-536-4603

令和6年（7月）の災害発生状況を取りまとめました。

(新型コロナウイルス感染症り患による労働災害を除いた数値)

業種別	年別	令和6年		令和5年		対前年 (死傷者)	
		死傷者	うち 死亡者	死傷者	うち 死亡者	増減数	増減率 (%)
全業種合計		1040	5	1083	10	-43	-4
製造業		208	0	244	2	-36	-14.8
鉱業		4	0	2	0	2	100
建設業		160	4	161	4	-1	-0.6
運輸交通業		136	1	130	2	6	4.6
貨物取扱業		9	0	5	0	4	80
農林業		22	0	31	1	-9	-29
畜産・水産業		13	0	13	0	0	0
上記以外の事業小計		488	0	497	1	-9	-1.8
商業		162	0	177	1	-15	-8.5
金融広告業		5	0	4	0	1	25
保健衛生業		129	0	124	0	5	4
接客娯楽業		70	0	63	0	7	11.1
清掃・と畜業		74	0	53	0	21	39.6
上記以外の事業		48	0	76	0	-28	-36.8

(注) 労働者死傷病報告（休業4日以上）による。

1 労働基準部

2. 熱中症予防対策について再要請

担当：健康安全課 加藤 電話：024-536-4603

資料No.6

職場における熱中症対策の徹底については、福島労働局から県内の労使団体及び建設工事を発注している行政機関に対し、本年5月22日付けで要請を行っているところですが、

- 厚生労働省が取りまとめた職場における熱中症による死傷災害の発生状況（速報値／全国）によると、7月までの死傷者数計（死者・休業4日以上）が過去2番目の多さとなり、特に7月単月では最多となっていること
- 例年8月は熱中症による死傷災害の発生件数が最多となっており、また、向こう1か月の季節予報では平均気温が平年より高い見込みと予想されていること

を踏まえ、8月13日に、福島県内の労使団体及び建設工事を発注している行政機関に対し、労働者の熱中症予防対策の徹底についてあらためて文書要請を行いました。

2 職業安定部

1. 「令和7年3月新規高等学校卒業者の求人・求職状況」について公表します。

担当：職業安定課 関 電話：024-529-5396

資料No.7

令和6年7月末現在の状況をとりました。

1 求人倍率	2.58倍	(前年同期比	0.06ポイント増)
2 求人数	8,661人	(同	0.2%減)
3 求職者数	3,356人	(同	2.5%減)
うち「県内」	2,838人	(同	2.7%減)
うち「県外」	518人	(同	1.0%減)

※令和7年3月新規高等学校卒業者の採用選考が9月から始まります。

- 令和6年9月 5日(木)～ 学校から企業への推薦開始
- 令和6年9月16日(月)～ 企業による選考開始



担 当	福島労働局労働基準部健康安全課 課長 田中 暁雄 労働衛生専門官 三瓶 詔宏 電話024-536-4603 (直通)
--------	---

令和6年度福島県地域両立支援推進チーム連絡会議を開催 ～治療と仕事の両立を関係機関が連携して支援します～

福島労働局（局長 井口 真嘉）は、病気を抱える労働者が活躍できる環境を整備するため、平成29年3月にとりまとめられた「働き方改革実行計画」に基づき、平成29年10月に労使関係者、医療機関、福島県、福島労働局等をメンバーとする「福島県地域両立支援推進チーム」を設置し、その取組を行っているところです。

今般、令和6年度の連絡会議を下記のとおり開催することといたしました。

記

- 日時：令和6年9月20日（金） 14時00分から15時30分まで
場所：福島第二地方合同庁舎 1階共用会議室
（福島市花園町5-46）
議題：①治療と仕事の両立支援制度を取り巻く状況について
②治療と仕事の両立支援に係るアンケートの実施について
③治療と仕事の両立支援に係る各機関の取組状況について

○推進チームの設置目的

治療と仕事の両立支援を効果的に進めるため、福島県内の関係機関とネットワークを構築し、既に行われている両立支援に係る取組を効果的に連携させ、両立支援の取組の推進を図ることを目的とする。

※取材を希望される報道関係者の方は、9月17日（火）17時までに別紙「取材申込票」によりご連絡願います。

【取材申込票】

E-mail:sampeinorihiro.2d9@mhlw.go.jp

福島労働局労働基準部健康安全課 三瓶 あて

報道機関名	氏名

令和6年度福島県地域両立支援推進チーム連絡会議の取材を申し込みます。

ご担当者

電話番号

※ 来場者数把握のため、9月17日（火）17時までにご連絡ください。



担 当	福島労働局労働基準部健康安全課
	課長 田中 暁雄
	労働衛生専門官 三瓶 詔宏
	電話024-536-4603 (直通)

10月1日から10月7日は「全国労働衛生週間」です ～スローガン「推してます みんな笑顔の 健康職場」～

福島労働局（局長 井口 真嘉）は、10月1日から同月7日までの1週間、令和6年度「全国労働衛生週間」を実施します。

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和25年から毎年実施しており、今年で75回目になります。

福島労働局では、令和6年8月20日に県内の労働災害防止団体等に対し要請を行い、別添の「令和6年度全国労働衛生週間実施要綱」に基づき、全国労働衛生週間及びその準備月間に次の事項などについて実施するよう求めています。

○本週間における実施事項

本週間においては、事業者等における職場巡視、労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示、労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰、労働衛生に関する講習会等の開催などを実施する。

○準備期間における実施事項

本週間の実効を上げるため、9月1日から同月30日までを準備期間とし、次の事項などについて、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

- ・過労死等の防止を含めた長時間労働による健康障害の防止対策やメンタルヘルス対策の推進、転倒・腰痛災害の予防に向けた取組の推進、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援の推進等
- ・特定化学物質障害予防規則、石綿障害予防規則などの関係法令に基づく取り組みの徹底や、リスクアセスメント対象物のリスクアセスメントとその結果に基づくリスク低減対策の実施等

令和6年度（第75回）全国労働衛生週間

期 間 令和6年10月1日（火）から同月7日（月）まで
準備期間 令和6年9月1日（木）から同月30日（月）まで
スローガン「推してます みんな笑顔の 健康職場」

相馬野馬追



磐越西線を走るSL

年次有給休暇を 活用して福島県の イベントに参加しよう!

年次有給休暇を取得して、家族と過ごしたり、
地域の活動に参加したり、
新しい働き方・休み方をはじめましょう。

銚子ヶ滝



アクアマリンふくしま

鶴ヶ城



福島県復興シンボルキャラクター
キビタン



みんなで休みを合わせて!

年次有給休暇を活用して 福島県の魅力に触れよう!

地域のイベントや自治体活動にあわせて有給休暇を取得しましょう!

年次有給休暇の取得は、労働者の心身の健康増進や、モチベーションアップ、生産性向上による企業のメリットだけではなく、地域活動への参加の機会が拡がり、地域社会の活性化に繋がります。誰もが暮らしやすい福島県の実現のために、年次有給休暇の取得促進に取り組みましょう。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう!

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

1) 導入のメリット

事業主

労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。

従業員

ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。

2) 導入例

2024年の9月に導入すると…

年次有給休暇を土日、祝日と組み合わせて連続休暇に。

土日、祝日に計画的付与の年次有給休暇を組み合わせて連続休暇にすることができます。また、点囲みのような日に年次有給休暇をさらに組み合わせることで、大型連休にすることも可能です。

2024年 9月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

3) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日

5日

事業主が計画的に付与できる

労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日

5日

事業主が計画的に付与できる

労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

4) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策

1. 賃金引上げに関する支援

① 業務改善助成金

業務改善助成金

検索

問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター 電話：0120-366-440（平日 8:30～17:15）
又は都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成率・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。



② キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金

検索

問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組む際にも活用することができます。



③ 中小企業向け賃上げ促進税制

賃上げ促進税制

検索

問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度です。



④ 企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

働き方改革推進支援資金

検索

問い合わせ先：日本政策金融公庫 電話：0120-154-505

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。



2. 生産性向上に関する支援

⑤ 固定資産税の特例措置

先端設備等導入計画

検索

問い合わせ先：＜先端設備等導入計画の作成等について＞先端設備等の導入先の市町村先端設備等導入計画担当課
＜税制について＞中小企業税制サポートセンター 固定資産税等の軽減相談窓口
電話：03-6281-9821(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)
＜制度について＞中小企業庁 技術・経営革新課（イノベーション課） 電話：03-3501-1816

中小企業等経営強化法に基づき、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に従って取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じることで、設備投資による生産性向上や賃上げに取り組む事業者を後押しします。



⑥ 中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

経営力向上計画

検索

問い合わせ先：経営力向上計画相談窓口 中小企業庁企画課
電話：03-3501-1957(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)


中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針等に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。



⑦ 中小企業等経営強化法に基づく法人税の特例（経営強化税制） 経営強化税制 検索

問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター
電話：03-6281-9821（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）


中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。

(⑥と同じ) 

⑧ 中小企業省力化投資補助金 省力化補助金 検索

問い合わせ先：中小企業省力化投資補助事業 コールセンター
電話：0570-099-660（9:30～17:30/月曜～金曜（土・日・祝日除く））


人手不足に悩む中小企業等のため、省力化投資に関して、カタログから選ぶような汎用製品の導入について、即効性ある支援を行います。



⑨ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 ものづくり補助金 検索

問い合わせ先：ものづくり補助金事務局サポートセンター
電話：050-3821-7013（10:00～17:00 土日祝日及び12/29～1/3を除く）



生産性向上に資する革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の省力化を行う中小企業・小規模事業者等の設備投資等の経費の一部を支援します。



⑩ 小規模事業者持続化補助金 持続化補助金 検索

問い合わせ先：〈商工会の管轄地域で事業を営む方〉全国商工会連合会
問合せ先は所在地によって異なるため、URLをご参照ください。
https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/
〈商工会議所の管轄地域で事業を営む方〉 電話：03-4330-3480


小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。

(商工会地区) 
(商工会議所地区) 

⑪ サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金 IT 導入補助金 検索

問い合わせ先：サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局
電話：0570-666-376


中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化や DX 等に向けた IT ツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援します。



⑫ 事業承継・引継ぎ補助金 事業承継・引継ぎ補助金 検索

問い合わせ先：事業承継・引継ぎ補助金事務局
(経営革新事業)：050-3000-3550
(専門家活用枠/廃業・再チャレンジ枠)：050-3000-3551

事業承継・M&A後の経営革新（設備投資や販路開拓等）に係る費用、M&A時の専門家活用に係る費用、事業承継 M&Aに伴う廃業等に係る費用（原状回復費等）を支援します。




3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

⑬ 下請適正取引等の推進のためのガイドライン 下請ガイドライン 検索

問い合わせ先：中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669

親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。




パートナーシップ構築宣言

検索

⑭ パートナーシップ構築宣言

問い合わせ先： <「宣言」の内容について> 中小企業庁企画課 電話：03-3501-1765
 <「宣言」の提出・掲載について> (公財) 全国中小企業振興機関協会 電話：03-5541-6688


下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。



⑮ 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

問い合わせ先： 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部 価格転嫁指針 検索
 企業取引課 優越的地位濫用未然防止対策調査室 電話：03-3581-3378


労務費の上昇を取引価格に適切に転嫁し、中小企業が賃上げの原資を確保できるようにするため、発注差・受注者がとるべき行動指針・取組事例をまとめています。



⑯ 官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

問い合わせ先： 中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669 官公需基本方針 検索


「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。



⑰ 官公需情報ポータルサイト

問い合わせ先： 中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669 官公需ポータルサイト 検索

国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している入札情報を自動巡回システムにより収集し、入札情報を一括して検索・入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営しています。




4. 資金繰りに関する支援

⑱ セーフティネット貸付制度

問い合わせ先： 日本政策金融公庫（日本公庫） 電話：0120-154-505 セーフティネット貸付 検索
 沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫） 電話：098-941-1795


一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。



⑲ 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）

問い合わせ先： 事業所の所在する地区の商工会・商工会議所 マル経融資 検索
 日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店

小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。





5. その他、雇用（人材育成）に関する支援


⑳ 建設事業主等に対する助成金


問い合わせ先： 都道府県労働局又はハローワーク 建設事業主等に対する助成金 検索

中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金（「人材開発支援助成金」、「人材確保等支援助成金」、「トライアル雇用助成金」）を支給します。





⑳ 人材確保等支援助成金		人材確保等支援助成金	検索
問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク			
事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。			


㉑ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）		地域雇用開発助成金	検索
問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク			
雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。			


㉒ 人材開発支援助成金		人材開発支援助成金	検索
問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク			
従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。			

6. 相談窓口

㉓ よろず支援拠点		よろず支援拠点	検索
問い合わせ先：各都道府県のよろず支援拠点			
中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。			

㉔ 下請かけこみ寺		下請かけこみ寺	検索
問い合わせ先：(公財) 全国中小企業振興機関協会 各都道府県の下請かけこみ寺 電話：0120-418-618			
中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスを行います。			

㉕ 働き方改革推進支援センター		働き方改革 特設サイト	検索
問い合わせ先：全国の働き方改革推進支援センター			
全国 47 都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模事業者の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、労務管理の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、賃金引上げ、その他働き方改革を広く支援する取組に関する個別相談やコンサルティングを実施しています。ぜひご活用ください。			

㉖ 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」		ミラサポ plus	検索
問い合わせ先：ミラサポ plus コールセンター 電話：050-5370-4340			
中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度等の活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。			

各都道府県労働局の問い合わせ先：厚生労働省HPホーム>厚生労働省について>所在地案内>
都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧





2024（令和6）年度 両立支援等助成金のご案内

仕事と育児・介護等が両立できる“職場環境づくり”のために、以下の取組を支援します!!

仕事と
育児・介護
等の
両立支援

男性の育児休業取得を促進!

仕事と介護の両立支援!

円滑な育児休業取得支援!

育児中の業務体制整備支援!

仕事と育児の両立支援!

仕事と不妊治療の両立支援!

1 出生時両立支援コース
(子育てパパ支援助成金)

2 介護離職防止支援コース

3 育児休業等支援コース

4 育休中等業務代替支援コース

5 柔軟な働き方選択制度等支援コース

6 不妊治療両立支援コース

1 出生時両立支援コース (子育てパパ支援助成金)

中小企業事業主のみ対象

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、育児休業を取得した男性労働者が生じた事業主に支給します。

		支給額
①	第1種	1人目：20万円 ※雇用環境整備措置を4つ以上実施の場合 30万円 2人目・3人目：10万円
②	第2種	1事業年度以内に30ポイント以上上昇した場合：60万円 2事業年度以内に30ポイント以上上昇した（または連続70%以上）場合：40万円 3事業年度以内に30ポイント以上上昇した（または連続70%以上）場合：20万円 ※ブラチナくるみん認定事業主は15万円加算

※第2種は1事業主につき1回限りの支給。

※第1種の対象となった同一の育児休業取得者の同一の育児休業について、育児休業等支援コース（育休取得時等）との併給はできません。

おもな
要件

① 第1種 (男性労働者の育児休業取得)

- 育児・介護休業法に定める雇用環境整備の措置を複数実施
※1人目：2つ以上、2人目：3つ以上、3人目：4つ以上（産後パパ育休の申出期限設定状況で1つ追加の場合あり）
- 育児休業取得者の業務を代替する労働者の、業務見直しに係る規定等を策定し、当該規定に基づき業務体制の整備を実施
- 男性労働者が子の出生後8週間以内に開始する一定日数以上の育児休業を取得
※1人目：5日（所定労働日4日）以上、2人目：10日（所定労働日8日）以上、3人目：14日（所定労働日11日）以上

② 第2種 (男性の育児休業取得率の上昇等)

- 第1種の助成金を受給済である
- 育児・介護休業法に定める雇用環境整備の措置を複数実施
- 育児休業取得者の業務を代替する労働者の、業務見直しに係る規定等を策定し、当該規定に基づき業務体制の整備を実施
- 第1種（1人目）の申請をしてから3事業年度以内に、男性労働者の育児休業取得率（%）の数値が30ポイント以上上昇
または
第1種（1人目）の申請年度に子が出生した男性労働者が5人未満かつ育児休業取得率が70%以上の場合に、その後の3事業年度の中で2年連続70%以上となる
- 第1種（1人目）の申請対象労働者以外で、男性の育児休業取得者が2人以上生じている



2 介護離職防止支援コース

中小企業事業主のみ対象

「介護支援プラン★」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、介護休業を取得した労働者が生じた、または介護のための柔軟な就労形態の制度（介護両立支援制度）の利用者が生じた中小企業事業主に支給します。

		支給額
①介護休業	休業取得時	30万円
	職場復帰時	30万円
	業務代替支援加算	新規雇用20万円、手当支給等5万円
②介護両立支援制度		30万円
個別周知・環境整備加算（AorBに加算）		15万円

※①②とも1事業主1年度5人まで

おもな要件

①介護休業

○休業取得時

- 介護休業の取得、職場復帰について、プラン作成による支援を実施する方針の社内周知
- 労働者との面談を実施し、本人の希望等を確認・結果記録の上、プランを作成★
- 業務の引き継ぎを実施し、対象労働者が合計5日（所定労働日）以上の介護休業を取得

○職場復帰時 ※休業取得時と同一の対象介護休業取得者のみ対象

- 介護休業終了後にその上司または人事労務担当者が面談を実施し、面談結果を記録
- 対象労働者を原則として原職等に復帰させ、支給申請日まで3か月以上継続雇用

<業務代替支援加算> ※職場復帰時への加算

- 介護休業期間中の代替要員を新規雇用等で確保した場合（新規雇用）または、代替要員を確保せずに周囲の社員に手当を支給して業務を代替させた場合（手当支給等）に支給額を加算

②介護両立支援制度（介護のための柔軟な就労形態の制度）

- 介護両立支援制度の利用について、プラン作成による支援を実施する方針の社内周知
- 労働者との面談を実施し、本人の希望等を確認・結果記録の上、プランを作成★
- 業務体制の検討を行い、いずれかの介護両立支援制度を対象労働者が合計20日以上（一部除く）利用し、支給申請日まで継続雇用

・所定外労働の制限制度	・深夜業の制限制度	・介護のための在宅勤務制度	・介護のためのフレックスタイム制
・時差出勤制度	・短時間勤務制度	・法を上回る介護休暇制度*1	・介護サービス費用補助制度*2

注）*1, 2の制度は利用期間が利用開始から6か月を経過する日の間に一定の要件を満たすことが必要

★介護支援プランは原則として対象労働者の介護休業/介護両立支援制度利用開始前に作成する必要がありますが、介護休業/介護両立支援制度の利用期間中に作成してもかまいません。（※介護休業/介護両立支援制度利用終了後に作成された場合は支給対象となりません。）

<個別周知・環境整備加算> ※介護休業（休業取得時）または介護両立支援制度への加算

- 受給対象労働者に、介護に係る自社制度の説明、介護休業の取得時の待遇の説明を資料で行う
- 社内の労働者向けに、仕事と介護を両立しやすい雇用環境整備の措置を2つ以上講じる

3 育児休業等支援コース

中小企業事業主のみ対象

「育休復帰支援プラン★」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主に支給します。

	支給額
① 育休取得時	30万円
② 職場復帰時	30万円

※①②とも1事業主2人まで（無期・有期1人ずつ）

おもな要件

①育休取得時

- 育児休業の取得、職場復帰についてプラン作成による支援を実施する方針の社内周知
- 労働者との面談を実施し、本人の希望等を確認・結果記録の上、プランを作成★
- 対象労働者の育児休業（引き続き休業する場合は産前休業）の開始日の前日までに、業務の引き継ぎを実施し、対象労働者が連続3か月以上の育児休業（引き続き休業する場合は産後休業を含む）を取得

②職場復帰時

※「①育休取得時」と同一の育児休業取得者のみ対象

- 対象労働者の育児休業中に職務や業務の情報・資料の提供を実施
- 育児休業終了前にその上司または人事労務担当者が面談を実施し、面談結果を記録
- 対象労働者を原則として原職等に復帰させ、申請日までの間6か月以上継続雇用

4 育休中等業務代替支援コース

中小企業事業主のみ対象

育児休業や育児短時間勤務の期間中の業務体制整備のため、育児休業取得者や育児短時間勤務を利用する労働者の業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組や、育児休業取得者の代替要員の新規雇用（派遣受入を含む）を実施した中小企業事業主に支給します。

※①③は同一の育児休業取得者の同一の育児休業について、出生時両立支援コース（第1種）、育児休業等支援コース（育児取得時）のいずれかと併用可能です。

	支給額	
①手当支給等（育児休業）	ABの合計額 （最大125万円）	A.業務体制整備経費：5万円 （育休1か月未満：2万円） B.手当支給総額の3/4（※1） ※上限10万円/月、12か月まで
②手当支給等（短時間勤務）	ABの合計額 （最大110万円）	A.業務体制整備経費：2万円 B.手当支給総額の3/4 ※上限3万円/月、子が3歳になるまで
③新規雇用（育児休業）	代替期間に応じた額を支給（※1） 最短：7日以上14日未満 9万円 最長：6か月以上 67.5万円	
有期雇用労働者加算	10万円加算（※3）	

※1 プラチナくるみん認定事業は割増・加算あり
※2 ①～③全てあわせて1年度10人まで、初回から5年間支給
※3 育休取得者/短時間勤務者が有期雇用労働者かつ業務代替期間1か月以上の場合に加算

おもな要件

①手当支給等（育児休業）

- 代替業務の見直し・効率化の取組の実施
- 業務を代替する労働者への手当制度等を就業規則等に規定
- 対象労働者が7日以上の育児休業を取得し、復帰後も支給申請日まで継続雇用
- 業務を代替する労働者への手当等の支給（支給した手当額に応じ、助成金支給額が変動）

②手当支給等（短時間勤務）

- 代替業務の見直し・効率化の取組の実施
- 業務を代替する労働者への手当制度等を就業規則等に規定
- 対象労働者が育児のための短時間勤務制度を1か月以上利用し、支給申請日まで継続雇用
- 業務を代替する労働者への手当等の支給（支給した手当額に応じ、助成金支給額が変動）

③新規雇用（育児休業）

- 育児休業を取得する労働者の代替要員を新規雇用または派遣受入で確保
- 対象労働者が7日以上の育児休業を取得し、復帰後も支給申請日まで継続雇用
- 代替要員が育児休業中に業務を代替（業務を代替した期間に応じ、助成金支給額が変動）

5 柔軟な働き方選択制度等支援コース

中小企業事業主のみ対象

育児期の柔軟な働き方に関する制度（柔軟な働き方選択制度等）を複数導入した上で、「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」に基づき、制度利用者を支援した中小企業事業主に支給します。

	支給額
制度を2つ導入し、対象者が制度利用	20万円
制度を3つ以上導入し、対象者が制度利用	25万円

※1 事業主1年度5人まで

おもな要件

- **柔軟な働き方選択制度等**（下記）を2つ以上導入
- 柔軟な働き方選択制度等の利用について、プラン作成による支援を実施する方針の社内周知
- 労働者との面談を実施し、本人の希望等を確認・結果記録の上、業務体制の検討や制度利用後のキャリア形成円滑化のための措置を盛り込んだプランを作成
- 制度利用開始から6か月間の間に、対象労働者が柔軟な働き方選択制度等を一定基準以上利用

制度名称	フレックスタイム制/時差出勤制度	育児のためのテレワーク等	短時間勤務制度	保育サービスの手配・費用補助制度	子の養育を容易にするための休暇制度/法を上回る子の看護休暇制度
導入すべき主な内容	始業・終業時刻や労働時間を労働者が決定/始業・終業の1時間以上の繰り上げ・繰り下げ	勤務日の半数以上利用可能 時間単位利用可能	1日1時間以上の所定労働時間短縮 1日6時間以外の短縮時間も利用可能	一時的な保育サービスを手配し、サービスの利用に係る費用の全部または一部を補助	有給、年10日以上取得可能、時間単位取得可能な休暇制度
利用実績の基準	合計20日以上制度利用			労働者負担額の5割以上かつ3万円以上、または10万円以上の補助	合計20時間以上取得

※異なる制度を同一期間に利用した場合、利用実績を合算することはできません。

※出生時両立支援コース（第1種）、育児休業等支援コース、育休中等業務代替支援コース、柔軟な働き方選択制度等支援コースについて、コースごと1回のみ加算

●自社の育児休業の取得状況（男性の育児休業等取得率、女性の育児休業取得率、男女別の育児休業取得日数）を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合に支給額を加算

6 不妊治療両立支援コース

中小企業事業主のみ対象

不妊治療と仕事との両立に資する職場環境の整備に取り組み、不妊治療のために利用可能な休暇制度や両立支援制度を労働者が利用した中小企業事業主に支給します。

※A、Bとも1事業主あたり1回限り。

	支給額
A 最初の労働者が休暇制度・両立支援制度を合計5日（回）利用	30万円
B Aを受給し、労働者が不妊治療休暇を20日以上連続して取得	30万円

おもな要件

A 最初の労働者が休暇制度・両立支援制度を合計5日（回）利用した場合

●企業トップが不妊治療休暇制度または両立支援制度（※）の利用促進についての方針を全労働者に周知

（※）所定外労働制限制度／時差出勤制度／短時間勤務制度／フレックスタイム制／テレワーク

- 不妊治療休暇制度・両立支援制度を就業規則等に規定し、労働者に周知
- 不妊治療と仕事との両立に関して、社内ニーズ調査を実施
- 両立支援担当者を選任し、相談に対応
- 対象労働者について、不妊治療両立支援プランを策定
- 対象労働者がプランに基づき不妊治療休暇制度または両立支援制度を合計5日（回）利用

B Aを受給し、労働者が不妊治療休暇を20日以上連続して取得した場合

- 不妊治療休暇を一つの年度内に対象労働者が20日以上連続して取得
- 対象労働者を原則として原職復帰させ、3か月以上継続雇用

長期休暇の加算

その他

中小企業の範囲 ▶ 中小企業事業主の範囲は、以下のとおりです。

小売業（飲食業含む）	資本金または出資額が5千万円以下、または常時雇用する労働者数が50人以下
サービス業	資本金または出資額が5千万円以下、または常時雇用する労働者数が100人以下
卸売業	資本金または出資額が1億円以下、または常時雇用する労働者数が100人以下
その他	資本金または出資額が3億円以下、または常時雇用する労働者数が300人以下

※事業所内保育施設コースについては平成28（2016）年4月から新規計画の認定申請受付を停止しています。

- ◎支給申請書や記載例は、厚生労働省HPからダウンロードできます。
- ◎その他詳しい支給の要件や手続等については、厚生労働省HPをご参照いただくか、会社所在地を管轄する都道府県労働局へお問い合わせください。

両立支援等助成金 厚生労働省 検索

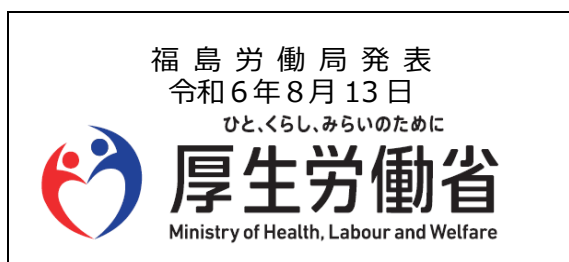


★「介護支援プラン」「育休復帰支援プラン」について

労働者の介護休業や育児休業の取得及び職場復帰を円滑にするため事業主が作成するプランです。

- ・プランの作成の際には、厚生労働省HPに掲載している「介護支援プラン策定」マニュアル「育休復帰支援プラン」策定マニュアルを参考にしてください。
- ・プラン策定のノウハウを持つ「仕事と家庭の両立支援プランナー」が中小企業に訪問し、企業のプラン策定を無料で支援しています。詳細はHPをご覧ください。

厚生労働省 両立プランナー 検索



担 当	福島労働局労働基準部健康安全課
	課長 田中 暁雄
	地方労働衛生専門官 三瓶 詔宏
	電話024-536-4603 (直通)

熱中症予防対策の徹底をあらためて要請

職場における熱中症対策の徹底については、福島労働局（局長 井口 真嘉）から県内の労使団体及び建設工事を発注している行政機関に対し、本年5月22日付けで要請を行った（同日付けでプレスリリース済みです）ところですが、

- 厚生労働省が取りまとめた職場における熱中症による死傷災害の発生状況（速報値／全国）によると、7月までの死傷者数計（死者・休業4日以上）が過去2番目の多さとなり、特に7月単月では最多となっていること（別紙）
- 例年8月は熱中症による死傷災害の発生件数が最多となっており、また、向こう1か月の季節予報では平均気温が平年より高い見込みと予想されていること

を踏まえ、本日、福島県内の労使団体及び建設工事を発注している行政機関に対し、労働者の熱中症予防対策の徹底についてあらためて文書要請を行いました。

要請では、特に、暑さ指数（WBGT）を把握、活用して、必要に応じて作業の中断等を徹底することや、異常を認めたときは躊躇なく救急隊を要請することなど、状況に応じた熱中症予防対応の実施について一層の取組を進めていたくよう、お願いしております。

福島労働局では、今後もあらゆる機会を捉え、熱中症予防対策の徹底を図ってまいります。

【参考情報】

職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について（令和3年4月20日付け基発0420第3号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000633853.pdf>

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>

環境省：熱中症警戒アラート

<https://www.wbgt.env.go.jp/alert.php>

職場における熱中症による死傷災害の発生状況（速報値／全国）

	1月～5月	6月	7月	7月末までの累積数
令和6年	19(0)	40(0)	188(10)	247(10)
令和5年	22(0)	45(0)	148(11)	215(11)
令和4年	18(0)	118(5)	116(8)	252(13)
令和3年	9(1)	26(0)	55(2)	90(3)
令和2年	14(1)	57(0)	22(2)	93(3)

※ 都道府県労働局が把握した、休業4日以上死傷者数（括弧内は死亡者数）

（参考）令和5年の職場における熱中症による死傷災害の発生状況（確定値）については、
下記のホームページに掲載。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40473.html

令和6年8月30日

【照会先】

福島労働局職業安定部職業安定課
課長 管家 孝弘
課長補佐 有馬 正博
地方職業指導官 関 浩二
電話 024-529-5396 (直通)

報道関係者 各位

令和7年3月新規高等学校卒業者の求人・求職状況

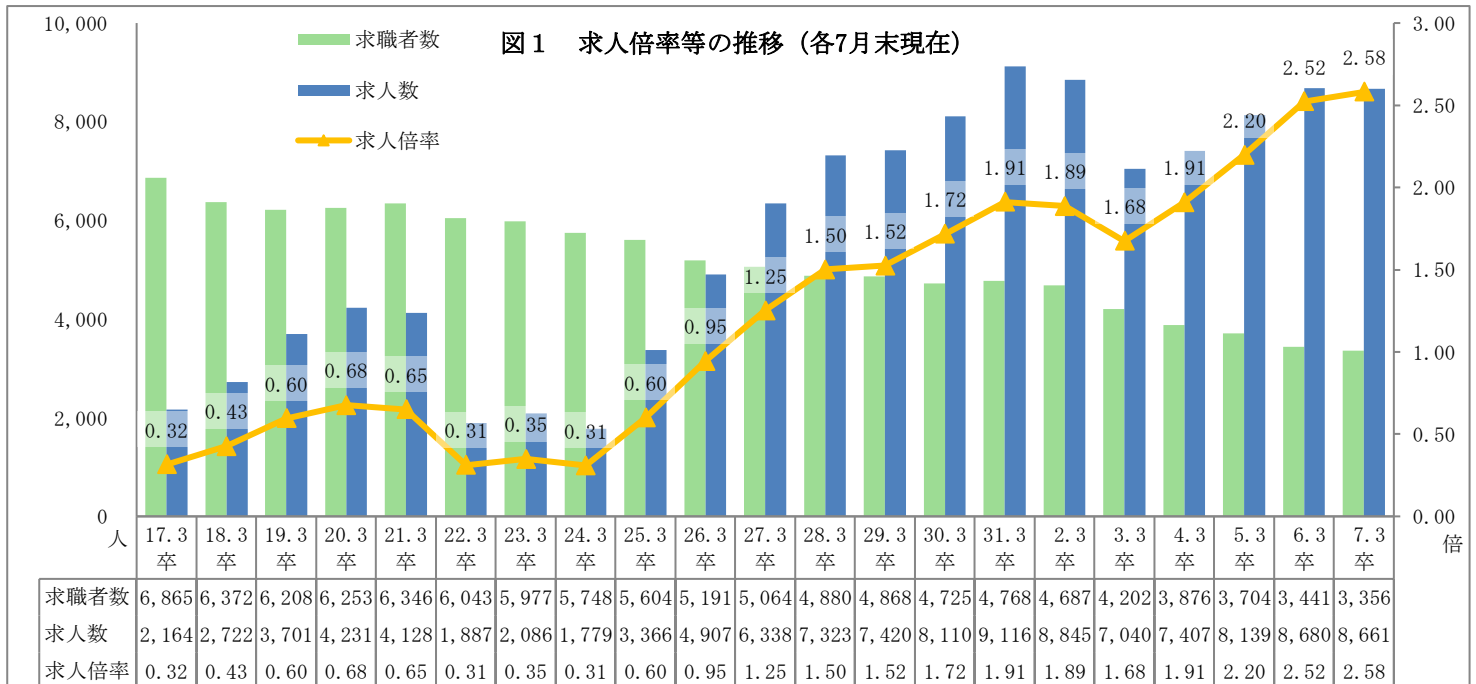
【令和6年7月末現在】

福島労働局（局長 井口 真嘉）は、令和7年3月に高等学校を卒業する生徒について、令和6年7月末現在における求人・求職状況を取りまとめました。

【概要】

1 求人倍率	2.58倍（前年同期比	0.06ポイントの増）【図1・別表1】
2 求人数	8,661人（同	0.2%の減）【図2・別表1】
3 求職者数	3,356人（同	2.5%の減）【図1・別表1】
うち「県内」希望	2,838人（同	2.7%の減）【別表1】
うち「県外」希望	518人（同	1.0%の減）【別表1】

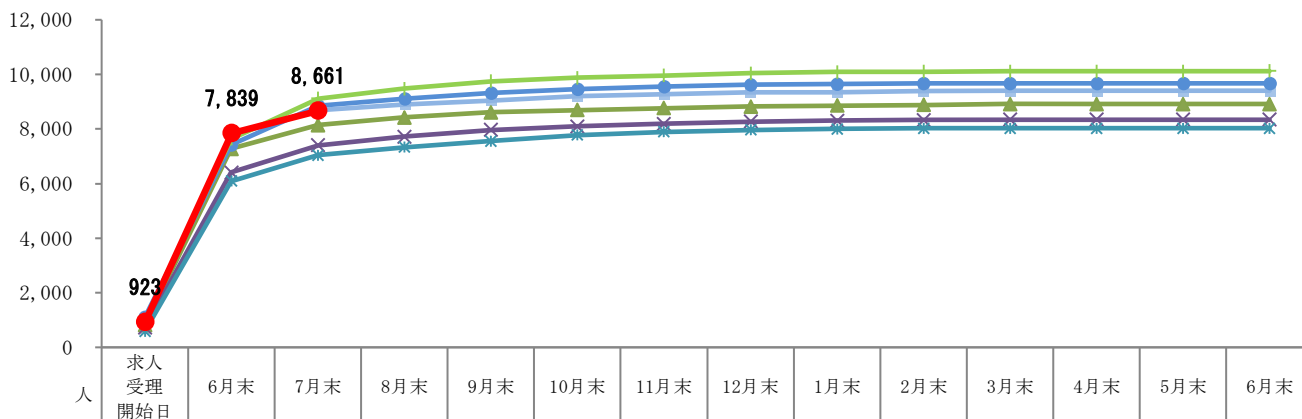
※本データは福島労働局管内における学校・ハローワークの紹介を希望する生徒の状況を取りまとめたものです。



《参考資料》

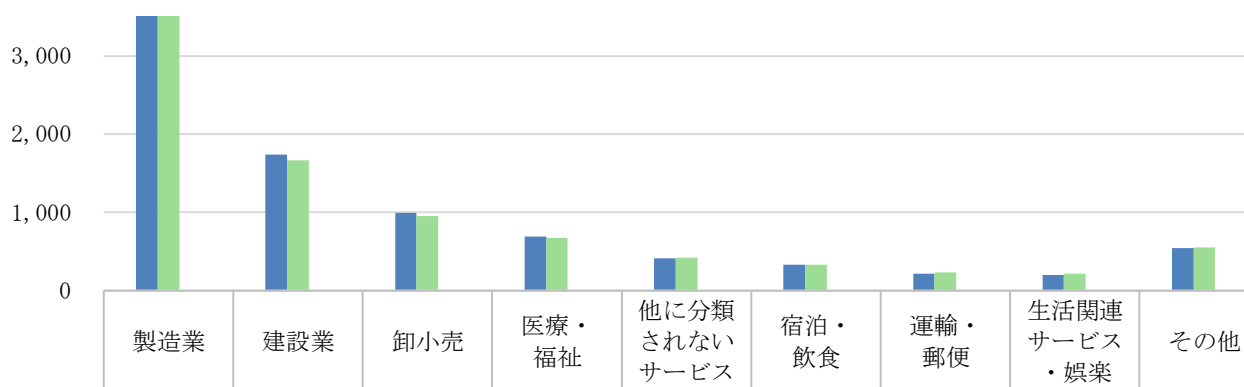
- 別表1 「新規高等学校卒業者の求人・求職状況の推移（7月末現在）」
 別表2 「新規高等学校卒業者の地域別求人・求職状況（7月末現在）」
 別表3 「新規高等学校卒業者の月別求人・求職状況」
 別表4 「新規高等学校卒業者の産業・職業・規模別 求人状況（7月末現在）」

図2 求人受理状況の推移



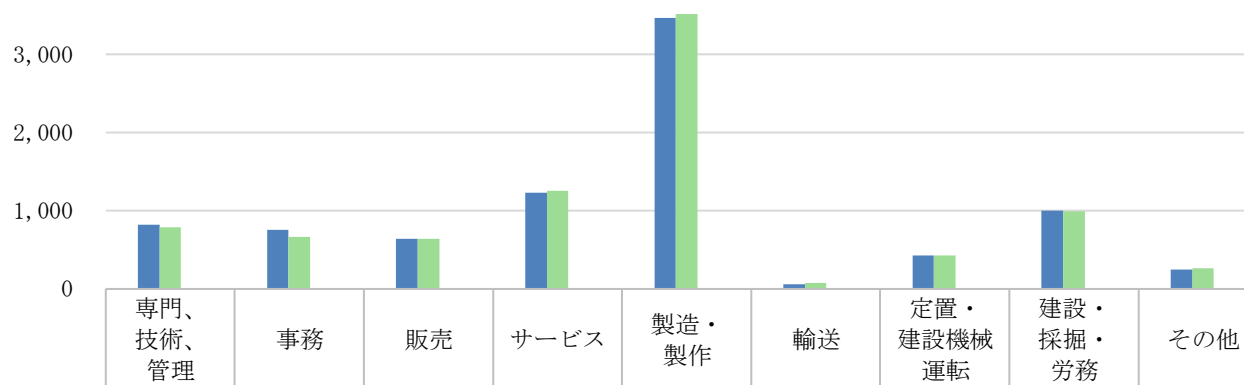
人	求人 受理 開始日	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
●	7.3卒	923	7,839	8,661										
■	6.3卒	716	7,776	8,680	8,888	9,046	9,208	9,284	9,340	9,351	9,392	9,402	9,402	9,402
▲	5.3卒	813	7,276	8,139	8,425	8,605	8,692	8,763	8,818	8,855	8,884	8,914	8,917	8,917
×	4.3卒	715	6,400	7,407	7,720	7,962	8,096	8,191	8,275	8,306	8,326	8,338	8,338	8,338
※	3.3卒	594	6,084	7,040	7,336	7,558	7,781	7,898	7,965	8,006	8,022	8,030	8,030	8,030
●	2.3卒	1,101	7,425	8,845	9,118	9,321	9,468	9,553	9,619	9,644	9,661	9,672	9,672	9,672
■	31.3卒	958	7,632	9,116	9,479	9,752	9,882	9,959	10,045	10,083	10,100	10,114	10,116	10,118

図3 産業別求人受理状況 (7月末現在)



■	6年7月末 (人)	3,531	1,738	991	691	417	329	217	200	547
■	5年7月末 (人)	3,629	1,665	952	677	420	334	234	218	551
	前年度比 (%)	▲ 2.7	4.4	4.1	2.1	▲ 0.7	▲ 1.5	▲ 7.3	▲ 8.3	▲ 0.7

図4 職業別求人受理状況 (7月末現在)



■	6年7月末 (人)	825	758	638	1,232	3,464	62	430	1,004	248
■	5年7月末 (人)	790	666	638	1,259	3,565	80	430	991	261
	前年度比 (%)	4.4	13.8	0.0	▲ 2.1	▲ 2.8	▲ 22.5	0.0	1.3	▲ 5.0

別表1

新規高等学校卒業者の求人・求職状況の推移(7月末現在)

厚生労働省福島労働局職業安定部

		28.3卒	29.3卒	30.3卒	31.3卒	令和2.3卒	3.3卒	4.3卒	5.3卒	6.3卒	7.3卒	対 6.3卒比 (%、P)
卒業予定者数 (a)		18,279	18,586	17,867	17,802	17,491	16,780	16,395	15,677	15,044	14,852	▲ 1.3
求職者数	計 (b)	4,880	4,868	4,725	4,768	4,687	4,202	3,876	3,704	3,441	3,356	▲ 2.5
	県内(c)	4,068	4,120	3,947	4,015	3,941	3,551	3,320	3,170	2,918	2,838	▲ 2.7
	県内比率(c/b)	83.4	84.6	83.5	84.2	84.1	84.5	85.7	85.6	84.8	84.6	▲ 0.2
	県外(d)	812	748	778	753	746	651	556	534	523	518	▲ 1.0
県内ハローワーク 受理求人数 (e)		7,323	7,420	8,110	9,116	8,845	7,040	7,407	8,139	8,680	8,661	▲ 0.2
求人倍率 (e/b)		1.50	1.52	1.72	1.91	1.89	1.68	1.91	2.20	2.52	2.58	0.06
就職内定者数	計 (f)											
	うち県内ハローワーク 受理求人への就職(g)											
	県内比率(g/f)											
就職内定率%	うち県外ハローワーク 受理求人への就職(h)											
	計 (f/b)											
	県内(g/c)											
未就 内定者 数職	県外(h/d)											
	計											
	県内											
	県外											

令和6年度高校生の採用選考は9月16日から開始となります。
今年度の就職者数等は9月末内容より計上されます。

●福島労働局管内の新規高卒者に係る7月末現在の求人・求職の状況を取りまとめたものです

(注1) 「卒業予定者数」…県内の各ハローワークが、管内の高等学校に対し実施した「求職動向調査」の調査結果による

(注2) 「求職者数」…学校又はハローワークの紹介により就職を希望する生徒数(県内就職希望者+県外就職希望者)

(注3) 「就職内定者数」の県内比率(g/f)…県内ハローワーク受理求人への就職比率で、福島県が発表する「県内留保率」とは異なる

別表2

新規高等学校卒業者の地域別求人・求職状況(7月末現在)

会津地域

卒業予定者数(人)	1,805
前年同期比(%)	▲ 6.6
求職者数(人)	460
前年同期比(%)	7.2
うち県内希望者	319
前年同期比(%)	11.9
うち県外希望者	141
前年同期比(%)	▲ 2.1
求人数(人)	1,057
前年同期比(%)	▲ 2.6
求人倍率(倍)	2.30
前年同期比(P)	▲ 0.23
就職内定者数(人)	
前年同期比(%)	
うち県内就職者	
前年同期比(%)	
うち県外就職者	
前年同期比(%)	
就職内定率(%)	
前年同期比(P)	
就職未内定者数(人)	

中通り地域

卒業予定者数(人)	9,572
前年同期比(%)	▲ 0.4
求職者数(人)	2,058
前年同期比(%)	▲ 6.0
うち県内希望者	1,831
前年同期比(%)	▲ 6.5
うち県外希望者	227
前年同期比(%)	▲ 1.3
求人数(人)	5,533
前年同期比(%)	0.6
求人倍率(倍)	2.69
前年同期比(P)	0.18
就職内定者数(人)	
前年同期比(%)	
うち県内就職者	
前年同期比(%)	
うち県外就職者	
前年同期比(%)	
就職内定率(%)	
前年同期比(P)	
就職未内定者数(人)	

浜通り地域

卒業予定者数(人)	3,475
前年同期比(%)	▲ 0.8
求職者数(人)	838
前年同期比(%)	1.8
うち県内希望者	688
前年同期比(%)	2.1
うち県外希望者	150
前年同期比(%)	0.7
求人数(人)	2,071
前年同期比(%)	▲ 1.2
求人倍率(倍)	2.47
前年同期比(P)	▲ 0.08
就職内定者数(人)	
前年同期比(%)	
うち県内就職者	
前年同期比(%)	
うち県外就職者	
前年同期比(%)	
就職内定率(%)	
前年同期比(P)	
就職未内定者数(人)	

県合計

卒業予定者数(人)	14,852
求職者数(人)	3,356
求人数(人)	8,661
求人倍率(倍)	2.58
就職内定者数(人)	
就職内定率(%)	
就職未内定者数(人)	

● 県内、県外に就職を希望する生徒の就職内定の状況、県内ハローワークで受理した求人の状況などを地域別にまとめたもの

※ 卒業予定者数…「求職動向調査」での生徒数

※ 求職者数…県内、県外に就職を希望する生徒数(学校・ハローワークの紹介希望者)

※ 求人数…県内ハローワークで受理した求人数

※ 求人倍率…求人数/求職者数

※ 就職内定者数…求職者数(県内希望者+県外希望者)に係る内定者数

※ 就職内定率…求職者数(県内希望者+県外希望者)に係る内定率

別表3

新規高等学校卒業者の月別求人・求職状況

厚生労働省福島労働局職業安定部

		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
a 求職者数	5.3卒者	3,704	3,684	3,673	3,672	3,593	3,590	3,579	3,583	3,559	3,554	3,548	3,547
	6.3卒者	3,441	3,438	3,430	3,400	3,392	3,388	3,379	3,380	3,370	3,368	3,365	3,365
	6.3卒者	3,356											
	男子	2,007											
	女子	1,349											
	対5.3卒者比(%)	▲ 9.4											
	対6.3卒者比(%)	▲ 2.5											
b 求人数	5.3卒者	8,139	8,425	8,605	8,692	8,763	8,818	8,855	8,884	8,914	8,917	8,917	8,917
	6.3卒者	8,680	8,888	9,046	9,208	9,284	9,340	9,351	9,392	9,402	9,402	9,402	9,402
	6.3卒者	8,661											
	対5.3卒者比(%)	6.4											
	対6.3卒者比(%)	▲ 0.2											
c 求人倍率(倍)	5.3卒者	2.20	2.29	2.34	2.37	2.44	2.46	2.47	2.48	2.50	2.51	2.51	2.51
	6.3卒者	2.52	2.59	2.64	2.71	2.74	2.76	2.77	2.78	2.79	2.79	2.79	2.79
	6.3卒者	2.58											
	対3.3卒者比(ポイント)	0.38											
	対4.3卒者比(ポイント)	0.06											
d 就職内定者数	5.3卒者			2,549	3,064	3,296	3,381	3,440	3,507	3,543	3,545	3,546	3,546
	6.3卒者			2,367	2,939	3,114	3,208	3,258	3,327	3,358	3,361	3,361	3,361
	6.3卒者												
	男子												
	女子												
	対5.3卒者比(%)												
	対6.3卒者比(%)												
e 就職内定率(%)	5.3卒者			69.4	83.4	91.7	94.2	96.1	97.9	99.6	99.7	99.9	99.9
	6.3卒者			69.0	86.4	91.8	94.7	96.4	98.4	99.6	99.8	99.9	99.8
	6.3卒者												
	男子												
	女子												
	対3.3卒者比(ポイント)												
	対4.3卒者比(ポイント)												
f 就職未内定者数	5.3卒者			1,124	608	297	209	139	76	16	9	2	1
	6.3卒者			1,063	461	278	180	121	53	12	7	4	4
	6.3卒者												
	男子												
	女子												
	対5.3卒者比(%)												
	対6.3卒者比(%)												

●福島労働局管内の新規高卒者に係る各月末現在の求人・求職の状況を取りまとめたものです。

(注) 「求人数」…県内ハローワーク受理求人数

別表4

新規高等学校卒業者の産業・職業・規模別 求人状況（7月末現在）

厚生労働省福島労働局職業安定部

項目		6年度	5年度	対前年同期比(%)	対前年増減数(人)
産業別	A, B 農, 林, 漁業 (01~04)	62	77	▲ 19.5	▲ 15
	C 鉱業, 採石業, 砂利採取業 (05)	11	15	▲ 26.7	▲ 4
	D 建設業 (06~08)	1,738	1,665	4.4	73
	E 製造業 (09~32)	3,531	3,629	▲ 2.7	▲ 98
	09 食料品製造業	270	316	▲ 14.6	▲ 46
	10 飲料・たばこ・飼料製造業	19	17	11.8	2
	11 繊維工業	103	90	14.4	13
	12 木材・木製品製造業 (家具を除く)	88	81	8.6	7
	13 家具・装備品製造業	44	38	15.8	6
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	76	80	▲ 5.0	▲ 4
	15 印刷・同関連業	38	30	26.7	8
	16 化学工業	182	207	▲ 12.1	▲ 25
	17 石油製品・石炭製品製造業	1	0	-	1
	18 プラスチック製品製造業	188	193	▲ 2.6	▲ 5
	19 ゴム製品製造業	106	149	▲ 28.9	▲ 43
	21 窯業・土石製品製造業	237	207	14.5	30
	22 鉄鋼業	24	32	▲ 25.0	▲ 8
	23 非鉄金属製造業	54	60	▲ 10.0	▲ 6
	24 金属製品製造業	345	350	▲ 1.4	▲ 5
	25 はん用機械器具製造業	240	244	▲ 1.6	▲ 4
	26 生産用機械器具製造業	181	160	13.1	21
	27 業務用機械器具製造業	198	173	14.5	25
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	311	307	1.3	4
	29 電気機械器具製造業	282	303	▲ 6.9	▲ 21
	30 情報通信機械器具製造業	127	157	▲ 19.1	▲ 30
	31 輸送用機械器具製造業	327	344	▲ 4.9	▲ 17
	20, 32 その他の製造業	90	91	▲ 1.1	▲ 1
	F 電気・ガス・熱供給・水道業 (33~36)	25	28	▲ 10.7	▲ 3
	G 情報通信業 (37~41)	30	32	▲ 6.3	▲ 2
	H 運輸業, 郵便業 (42~49)	217	234	▲ 7.3	▲ 17
	I 卸売業, 小売業 (50~61)	991	952	4.1	39
	50~55 卸売業	282	238	18.5	44
56~61 小売業	709	714	▲ 0.7	▲ 5	
J 金融業, 保険業 (62~67)	114	93	22.6	21	
K 不動産業, 物品賃貸業 (68~70)	89	87	2.3	2	
L 学術研究, 専門・技術サービス業 (71~74)	114	120	▲ 5.0	▲ 6	
M 宿泊業, 飲食サービス業 (75~77)	329	334	▲ 1.5	▲ 5	
75 宿泊業	170	173	▲ 1.7	▲ 3	
76~77 飲食サービス業	159	161	▲ 1.2	▲ 2	
N 生活関連サービス業, 娯楽業 (78~80)	200	218	▲ 8.3	▲ 18	
O 教育, 学習支援業 (81, 82)	15	10	50.0	5	
P 医療, 福祉 (83~85)	691	677	2.1	14	
Q 複合サービス業 (86~87)	85	87	▲ 2.3	▲ 2	
R サービス業 (他に分類されないもの) (88~96)	417	420	▲ 0.7	▲ 3	
S, T 公務・その他 (97~99)	2	2	0.0	0	
合計	8,661	8,680	▲ 0.2	▲ 19	
職業別	A, B 専門的・技術的・管理的職業従事者(01~24)	825	790	4.4	35
	C 事務従事者(25~31)	758	666	13.8	92
	D 販売従事者(32~34)	638	638	0.0	0
	E サービス職業従事者(35~42)	1,232	1,259	▲ 2.1	▲ 27
	H, I, J, K 技能工・採掘・製造・建築従事者(49~73)	4,960	5,066	▲ 2.1	▲ 106
	(49~59) 製造・製作従事者	3,464	3,565	▲ 2.8	▲ 101
	(64, 67) 定置・建設機械運転・電気工事従事者	430	430	0.0	0
	(65・66・68~73) 採掘・建設・労務従事者	1,004	991	1.3	13
	(60~63) その他	62	80	▲ 22.5	▲ 18
	F, G 上記以外の職業従事者(43~48)	248	261	▲ 5.0	▲ 13
合計	8,661	8,680	▲ 0.2	▲ 19	
規模別	29人以下	3,016	2,969	1.6	47
	30~99人	2,933	2,847	3.0	86
	100~299人	1,616	1,622	▲ 0.4	▲ 6
	300~499人	297	372	▲ 20.2	▲ 75
	500~999人	386	386	0.0	0
	1,000人以上	413	484	▲ 14.7	▲ 71
合計	8,661	8,680	▲ 0.2	▲ 19	

別表5

新規学校卒業者の安定所別職業紹介状況
(令和6年7月末現在)

【高等学校】

福島労働局職業安定部

	求人数 (県内)			求人件数 (県内)			求職者数									就職内定者数									就職内定率			就職未内定者			県内就職希望率	県内就職率
	6年7月 (人)	前年同月 (人)	増減比 (%)	6年7月 (件)	前年同月 (件)	増減比 (%)	合計			県内			県外			合計			県内			県外			就職内定率		合計	県内	県外			
							6年7月 (人)	前年同月 (人)	増減比 (%)	6年7月 (人)	前年同月 (人)	増減比 (%)	6年7月 (人)	前年同月 (人)	増減比 (%)	6年7月 (人)	前年同月 (人)	増減比 (%)	6年7月 (人)	前年同月 (人)	増減比 (%)	6年7月 (人)	前年同月 (人)	増減比 (%)	6年7月 (人)	前年同月 (人)	増減比 (%)	6年7月 (%)	前年同月 (%)	6年7月 (人)		
中通り地域計	5,533	5,499	0.6	2,146	2,096	2.4	2,058	2,189	▲ 6.0	1,831	1,959	▲ 6.5	227	230	▲ 1.3	0	0	-	0	0	-	0	0	-	-	-	2,058	1,831	227	89.0	-	
福島	1,584	1,535	3.2	676	646	4.6	641	670	▲ 4.3	561	588	▲ 4.6	80	82	▲ 2.4	0	0	-	0	0	-	0	0	-	-	-	641	561	80	87.5	-	
二本松	555	579	▲ 4.1	214	216	▲ 0.9	132	134	▲ 1.5	117	128	▲ 8.6	15	6	150.0	0	0	-	0	0	-	0	0	-	-	-	132	117	15	88.6	-	
郡山	1,864	1,822	2.3	716	692	3.5	685	748	▲ 8.4	597	667	▲ 10.5	88	81	8.6	0	0	-	0	0	-	0	0	-	-	-	685	597	88	87.2	-	
須賀川	597	611	▲ 2.3	240	246	▲ 2.4	332	343	▲ 3.2	311	314	▲ 1.0	21	29	▲ 27.6	0	0	-	0	0	-	0	0	-	-	-	332	311	21	93.7	-	
白河	933	952	▲ 2.0	300	296	1.4	268	294	▲ 8.8	245	262	▲ 6.5	23	32	▲ 28.1	0	0	-	0	0	-	0	0	-	-	-	268	245	23	91.4	-	
会津地域計	1,057	1,085	▲ 2.6	452	463	▲ 2.4	460	429	7.2	319	285	11.9	141	144	▲ 2.1	0	0	-	0	0	-	0	0	-	-	-	460	319	141	69.3	-	
会津若松	1,057	1,085	▲ 2.6	452	463	▲ 2.4	460	429	7.2	319	285	11.9	141	144	▲ 2.1	0	0	-	0	0	-	0	0	-	-	-	460	319	141	69.3	-	
浜通り地域計	2,071	2,096	▲ 1.2	874	901	▲ 3.0	838	823	1.8	688	674	2.1	150	149	0.7	0	0	-	0	0	-	0	0	-	-	-	838	688	150	82.1	-	
相双	591	600	▲ 1.5	243	247	▲ 1.6	155	174	▲ 10.9	139	147	▲ 5.4	16	27	▲ 40.7	0	0	-	0	0	-	0	0	-	-	-	155	139	16	89.7	-	
いわき	1,480	1,496	▲ 1.1	631	654	▲ 3.5	683	649	5.2	549	527	4.2	134	122	9.8	0	0	-	0	0	-	0	0	-	-	-	683	549	134	80.4	-	
計	8,661	8,680	▲ 0.2	3,472	3,460	0.3	3,356	3,441	▲ 2.5	2,838	2,918	▲ 2.7	518	523	▲ 1.0	0	0	-	0	0	-	0	0	-	-	-	3,356	2,838	518	84.6	-	

(注) 求人数(県内)及び求人件数(県内)については、各安定所の自管内受理求人数及び求人件数を計上。